

第5次青森県循環型社会形成推進計画素案に係る意見等整理表(市町村・一部事務組合)

章・節・項 (素案 目)	素案 目	意見提出者	素案本文	修正案	修正理由	対応案
1 第2章第1節 5 ごみ処理の課題 6 ごみに係る将来予測	14-15	下北地域広域行政事務組合	「下北地域でのガス化溶融処理の廃止」という言葉が何度も使われており、このために県全体のリサイクル率が下がり最終処分量が増加したようなマイナスイメージの印象を受けます。たしかに事実ではあるかもしれません、県内の施設は焼却処理がほとんどですし、「下北のために」というような印象のある表現等は再考いただけないでしょうか。			断定する書き方ややり返しを避け、表現を修正します。(二回目以降は「上記」「一部の」などとする。)
2 第5章第8節 災害廃棄物処理対策	39	下北地域広域行政事務組合	アンケートの際に当方から意見提出した「本年6月に発生した県内ごみ処理施設の火災について、このような自然災害に限らない事象により発生した施設の損傷等に伴い、住民のごみ投入・処理が困難になった場合の、県内公共・民間等を含めた連携・応援体制の構築については、今回の計画に盛り込まれていよいですが、どうでしたでしょうか。当該課題は、「市町村が抱える地域課題の解決-リチウムイオン電池やその他処理困難物への対応」における「リチウムイオン電池及びその使用製品が原因の火災事故等が多く発生との記載と表裏一体のよき関係であり、広域処理の調整、関係団体と処理に関する協定の締結、広域的な支援体制の構築、場合によっては県域を超えた広域的な処理が必要となるなど、災害廃棄物処理対策と共通点が多く見られることから、ぜひ検討をお願いしたいと考えています。			これまで市町村の問合せ等には助言しており、第5章第6節1「一般廃棄物の適正処理」の部分で、「市町村等間の必要な調整に努めます。」と記載しているところですが(素案37P)、御意見を踏まえ次のとおり修正します。 【当初案】 ○県内全域にわたり一般廃棄物の循環利用と適正処理を推進するため、各市町村等の実情を考慮しながら、市町村等間の必要な調整に努めます。 【修正案】 ○県内全域にわたり一般廃棄物の循環利用と適正処理を推進するため、各市町村等の実情を考慮しながら、市町村等間の必要な調整に努めます。また、火災時において処理施設が損傷した場合には、施設の復旧や、広域処理に向けて技術的支援を行います。
3 第7章第2節 5 各広域ブロックにおけるごみ処理長期広域化・集約化に向けた方針(2) 中弘南黒広域ブロック	57	弘前地区環境整備事務組合	南部清掃工場の延命化工事が完了する令和8年度を目途として、弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合のごみ処理広域化が達成される見込みであり、また、黒石地区的施設の廃止が計画されています。 このため、県としても、両組合による統合に向けた検討等を注視しつつ、必要に応じて助言等を行うことで、組合の統合と施設の集約化を支援します。	南部清掃工場の延命化工事が完了する令和8年4月から弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合のごみ処理広域化が達成される見込みであり、また、黒石地区的施設の廃止が計画されているため、さらなる広域化の必要性は高くないと思われます。	令和8年4月から広域化が決定しているため。	基本的に御意見を踏まえて修正しますが、さらなる広域化を検討する動きもあり得ることから、県としては「さらなる広域化の必要性は高くない」とまでは言い切れないところです。 それを踏まえ、下記のとおり修正します。 【修正案】 「南部清掃工場の延命化工事が完了する令和8年4月から弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合のごみ処理広域化が達成される見込みであり、また、黒石地区的施設の廃止が決定しています。このため県としては、両組合の統合の効果について注視してまいります。」
4 第7章 第2節 5の(2)中弘南黒広域ブロック	57	黒石地区清掃施設組合	本広域ブロックでは、弘前地区的南部清掃工場及び黒石地区的施設の老朽化が進行しており、南部清掃工場の延命化工事が完了する令和8年度を目途として、弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合の統合及び黒石地区的施設の廃止が計画されています。 このため、県としても、両組合による統合に向けた検討等を注視しつつ、必要に応じて助言等を行うことで、組合の統合と施設の集約化を支援します。	本広域ブロックでは、弘前地区的南部清掃工場及び黒石地区的施設の老朽化が進行しており、南部清掃工場の延命化工事が完了する令和8年度を目途として、弘前地区環境整備事務組合と黒石地区清掃施設組合の統合及び黒石地区的施設の廃止が決定しています。 このため、県としても、両組合による統合に向けた検討等を注視しつつ、必要に応じて助言等を行うことで、組合の統合と施設の集約化を支援します。	黒石地区清掃施設組合の解散については、各市町村議会で議決済みです。	
5 第7章第2節 表7-1現在の広域ブロックと構成市町村	58	八戸地域広域市町村圏事務組合	本広域ブロックでは、八戸地区的2つの清掃工場及び三戸地区的施設の老朽化が進行しており、令和19年度を目指して、八戸地域広域市町村圏事務組合と三戸地区環境整備事務組合におけるごみ処理の広域化・集約化に向けた協議・検討が行われています。 このため、区域内のごみ処理体制を今後も持続可能なものとするという観点から、整備まで含めた処理施設の維持管理体制のあり方や、災害廃棄物の処理等に必要となる一定の処理能力の余裕を考慮した処理能力の適正化、収集運搬の効率化や災害発生時における処理能力確保に配慮した適切な施設配置等について、区域内全体の市町村による協議を進めることができることが必要であり、このため、県としても、両組合による統合に向けた検討等を注視しつつ、必要に応じて助言等を行うことで、組合の統合と施設の集約化を支援します。	本広域ブロックでは、八戸地区的2つの清掃工場及び三戸地区的施設の老朽化が進行しており、令和19年度を目指して、八戸地域広域市町村圏事務組合と三戸地区環境整備事務組合におけるごみ処理の広域化・集約化に向けた協議・検討が行われています。 このため、区域内のごみ処理体制を今後も持続可能なものとするという観点から、整備まで含めた処理施設の維持管理体制のあり方や、災害廃棄物の処理等に必要となる一定の処理能力の余裕を考慮した処理能力の適正化、収集運搬の効率化や災害発生時における処理能力確保に配慮した適切な施設配置等について、区域内全体の市町村による協議を進めなければならないことが必要であり、このため、県としても、両組合による統合に向けた検討等を注視しつつ、必要に応じて助言等を行うことで、ごみ処理組合の統合と施設の広域化・集約化を支援します。	・広域化の方向性は、「組合を統合」するのではなく、各組合の共同処理する事務の変更を想定しております。 具体的には、八戸地域広域市町村圏事務組合規約の「ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務」及び「サイクルプログラムの設置及び管理に関する事務」の関係市町村に三戸町、田子町、南部町(南部地区、名川地区)を加える変更を想定しております。 なお、三戸地区環境整備事務組合は、し尿処理や最終処分場、葬祭場に係る事務が残ることから、ごみ処理広域化後も存続する見通しです。 ・また、集約化に伴い廃止を検討している施設は、「三戸地区的施設」のみならず、「八戸地区的2つの清掃工場」も集約したいと考えております。いずれにしても協議中であることから、現時点で明確に記入することはできない状況にあります。 ・まだ実事上の協議段階であるため、「計画されている」は時期尚早ではないかと考えます。 ・同一段落内に「このため」が2箇所使われており、また、既に協議を開始していることから、段落冒頭の「このため」の接続は不要と考えます。	国の広域化・集約化の主目的は「施設の集約化」であることから、施設の統合の動きについても記載したいと思料しましたが、貴組合の御意見を踏まえ、修正します。

字句の訂正や単純な修正等を除く、主なもの記した。